平成２９年（フ）第１１７６号
千葉県市原市五井1280番地２　リベラルＩ203
債務者　中村　知美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６４号
愛知県一宮市更屋敷字南出13番地　ロイヤル一宮405号
債務者　加藤　美鈴（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７５号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1244号
債務者　加納　美香
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７７号
愛知県稲沢市下津下町東４丁目62番地
債務者　鳴瀧　総子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３７号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目39番１号
債務者　市田　砂子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
京都府亀岡市余部町天神又70番地35
債務者　江田　　歩（債務発生時の姓松永）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第４９５９号
大阪市中央区上汐１丁目６番２―1005号
債務者　高田　健作
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７０号
大阪府東大阪市箱殿町６番36号
債務者　樽井　久佳
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６０号
大阪府高槻市南総持寺町７番16―305号
債務者　榎本　耕二
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８５号
大阪市西成区玉出東２丁目14番19号　ＦＯＲＥＳＴＡⅢ502
債務者　柴田　昌彦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１６号
大阪府東大阪市若江本町１丁目４番28号グランドメゾン浅田Ⅱ101号、前住所大阪府東大阪市若江本町２丁目１番29号シャンドフルール102
債務者　英　　公子（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３６号
福岡市南区老司３丁目７番42―203号
債務者　中村　俊晴
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８５号
仙台市青葉区木町６番23―302号、従前の住所秋田市中通６丁目16番11号　シティパレス駅前407
債務者　小野　雄太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７３号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目19番地の３
債務者　菅野　　純
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７６号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目43番50号　スカーラヒルズ仙台テラスW2106
債務者　佐藤　一子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８００号
仙台市泉区将監２丁目13番９号　ロフティ将監107
債務者　本郷　貴文（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
福島県会津若松市東千石２丁目５番18号　ハイツＲＹＵ102、前住所福島県会津若松市桧町６番29号　ハイツさくら202号室
債務者　金子　利恵
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係